

年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

★ 保険料免除などの承認された期間(多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます。)は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう!

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合もあります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう!(納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。)

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず役場町民税務課の国民年金窓口で手続きを行ってください。

5月5日は 子供祭り!



ウォーターランド通信

問合せ ウォーターランド南条 ☎ 47-3711

☆ウォーターランド子供祭り開催!!

日時 平成23年5月5日(祝・木)

午前10時〜午後6時

5月5日のこどもの日は、中学生以下の子どもは入館無料です。模擬店コーナーや振舞いコーナー、和太鼓演奏、ミニコンサートなど楽しいことがいっぱい! みなさまのお越しをお待ちしております!!

☆ウォーターランドGOGOバス(無料)

月曜日(河野地区)、火・金曜日(湯尾・宅良地区)、金曜日(今庄地区)に無料バスを運行しています。

無料バスを利用して、ご友人やお仲間とウォーターランド南条にお越しください。

☆ベビースイミング教室・親子スイミング教室
(生後6カ月〜3歳未満の子ども対象)

ポイントカードのご案内

ベビースイミング教室・親子スイミング教室を受講し、ポイントを貯めると特典が受けられます。

それぞれの教室は、大人の方の入館料のみで受講でき、お子様の入館料・教室料金は無料です。回数券も発行しています。

ぜひ、お子様と一緒に受講してみたいかがでしょうか?

